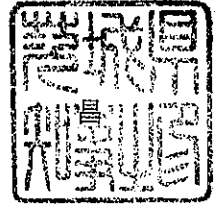




広 第 214 号
平成24年8月31日

茨城県の水問題を考える市民連絡会
代表 船津 寛 濱田 篤信 殿

茨城県知事 橋 本



質問書に対する回答について

日頃より、県行政の推進につきまして、ご理解を賜り御礼申し上げます。
平成24年7月27日付けで提出された質問書について、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 平成23年4月には改訂前の「茨城県総合計画」が発表されています。そこでの人口予測では、現行の「いばらき水のマスタープラン」の達成年度人口(2020年)297万人を12万人も下回る285万人と想定しています。さらに2035年には245~255万人まで減少するとしています。こうした状況を自ら把握しながら、何故、ハッ場ダム検証の場に現行マスタープランをそのまま「長期水需要計画」として提出されたのですか。

【回答】

国から長期水需給計画の提出を求められたため、本県が学識経験者の意見を聴くなどして平成19年3月に策定した現行の長期水需給計画である「いばらき水のマスタープラン」を提供しております。
(企画部：水・土地計画課)

- 2 ①(前略)供給が決まらない限り水需給計画が立てられないとは、水源開発ありきの水需給計画になりませんか。
②(前略)水需要の減少が予測されながら、改訂しないということもあるのですか。
- 3 ①(前略)将来人口の激減があっても水源開発を必要とする水需要予測を示して下さい。

【回答】2①②, 3①共通

当該計画の改定につきましては、現在、国が行っているダム事業の検証結果等を見極めた上で、改定が必要かどうか検討してまいります。

なお、個別の水源開発への参画については、各水道事業者が給水区域に責任を負う立場から、各々の将来計画や経営方針にしたがって、長期的な視野に立って決定しているものであります。

(企画部：水・土地計画課)

- ②(前略)ハッ場ダムの治水効果は、(中略)実際に古河地点、取手地点、潮来地点で毎秒何 m³ の治水効果になるか、水位は何 mm 下がるか、計算式を添えてお答えください。

【回答】

県は、計算のためのデータ等を所有していないため、お答えすることは困難です

(土木部：河川課)

- ③ (前略) 河口 132km 地点 (古河市) は、関東地方整備局の試算では 1/5 洪水で破堤するとしていますが。過去 60 年間に同地点は何回破堤しましたか。この試算を受けて県はいかなる対策を講じているか。

【回答】

昭和 27 年以降の最近 60 年間、利根川の河口から 132 km 地点において、破堤はないと認識しております。

「関東地方整備局の試算では 1/5 洪水で破堤する」との指摘については、その内容が不明でありますので、「試算を受けて」の県の対策についてはお答えが困難ですが、利根川等の洪水対策として、県は国、関係市町等と連携して水防活動などに取り組んでおります。
(土木部：河川課)

- ④ ハッ場ダム検証における治水安全度、目標流量の法的根拠がないとの回答は、県の公式見解か。

ハッ場ダムは「継続が妥当」との検証結果は、「茨城県として同意していない」との回答だが県の公式見解か。

【回答】

ハッ場ダム検証は国が実施したことであり、今回の検証の法的根拠については、本県は掌握しておりません。

「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場規約」の第 4 条に示されているとおり、この検討の場は、検討主体が検討内容の説明を行い、県は検討主体に対して見解を述べる場となっておりますが、検証の手続きの中で、県として、総事業費や工期について現行の基本計画どおりとすることを求めた上で、治水、利水の両面から必要な事業である旨を回答しており、国の「事業継続が妥当である。」との対応方針(案)については、妥当なものであると判断しています。

ただし、最終的な国の対応方針決定以降も、総事業費や工期については、現行の基本計画どおりとすることを、引き続き、国に求めてまいります。
(企画部：水・土地計画課)

- 4 ① 企業局の水道料金が長期的展望に立っておられるなら、ここ 10 数年の水需要実績の減少傾向、将来人口の急減をベースにお考えになれば、自ずと水源開発の見直し、撤退を図るべきではありませんか。

【回答】

県企業局では、市町村等の各水道事業者が必要とする水道用水を供給するために必要な水源開発に参画しております。
(企業局業務課)

- ② 借入金の返済、企業債の償還、施設の維持管理費・減価償却などを考えれば、過剰な水源開発や浄水場などの増強を中止させ身軽になるべきではありませんか。

【回答】

県企業局では、基幹的なライフラインである水道用水を供給するために必要な施設の維持管理や改築事業などを行う必要があると考えております。
(企業局業務課)

- ③ (前略) 茨城県の水道料金が低いのは、水源開発費用、それに伴う浄水場などの増強費用、維持管理費、減価償却費が嵩み、県の水道料供給料金が高くなり、結果として市町村などの水道料金が低いではありませんか。つまり「責任引取り制」が元凶だと思いませんか。

【回答】

市町村等の水道料金については、水道事業を運営する市町村が判断することと承知しております。

県企業局の水道料金の設定にあたりましては、水道施設等の維持管理費や、施設整備のための借入金の償還、また今後も安定的に水道用水を供給するための施設改築等の費用を考慮しながら決定しております。
(企業局業務課)

- 5 (前略) これまでの「いばらき水のマスタープラン策定委員会」を見直し、市民を加え公開の場で行うお考えはございませんか。

【回答】

いばらき水のマスタープランの改定につきましては、現在、国が行っているダム事業の検証結果等を見極めた上で、改定が必要かどうか検討してまいります。
(企画部：水・土地計画課)